

監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 5 年 度 後 期

(令和5年8月～令和6年3月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員

佐市監査第365号
令和6年3月27日

佐賀市議会議長	山口弘展様
佐賀市長	坂井英隆様
佐賀市自動車運送事業管理者	大串賢一様
佐賀市教育委員会教育長	丹宗成一様
佐賀市農業委員会会長	大園敏明様

佐賀市監査委員 力久 剛

佐賀市監査委員 中野茂康

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和5年8月から令和6年3月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

工事監査については、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し、設計施工等に関する書類審査や現地調査を実施した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等 (監査実施対象：33部署2団体 (5小中学校を含む。))

<定期監査> (財務及び経営管理監査)

監査の対象		監査の対象期間	監査の期間	ページ
建設部	建設監理課	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月31日	令和 5年 8月 1日 ～ 令和 5年11月28日	7
	道路整備課			7
	河川砂防課			7
保健福祉部	福祉総務課	令和 5年 8月 1日 ～ 令和 5年11月20日	令和 5年 8月 1日 ～ 令和 5年11月20日	8
	生活福祉課			7
	保険年金課			9
議会事務局	議会総務課【一般事務】	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月21日	7
	議会総務課【補助金】※			9
政策推進部	企画政策課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月22日	7
	行政マネジメント課			7
経済部	企業立地課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月21日	7
農林水産部	水産振興課			7
環境部	環境保全課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月22日	7
市民生活部	市民生活課			7
	人権・同和政策課			7

監査の対象		監査の対象期間	監査の期間	ページ
子育て支援部	こども家庭課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月 30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月22日	10
地域振興部	地域政策課			10
	スポーツ振興課			11
	歴史・文化課			7
東与賀支所				令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月21日
久保田支所		令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月22日	7	
富士大和温泉病院	事務部門	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月 31日	令和 5年 8月 1日 ～ 令和 5年11月20日	14
交通局	総務課	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月 30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月21日	7
	業務課			7
教育委員会	久保泉小学校	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月 31日	令和 5年 9月 15日 ～ 令和 5年12月18日	7
	新栄小学校			7
	春日北小学校			7
	昭栄中学校			7
	富士中学校			7
農業委員会事務局		令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月 30日	令和 5年10月23日 ～ 令和 6年 3月21日	7

※ 議会総務課の補助金に関する監査については、中野茂康委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

<定期監査> (工事監査)

監査の対象	工事の契約期間	監査の期間	ページ
衛生センター場内舗装及び屋外電灯補修工事 《所管：環境部 衛生センター》	令和 5年 5月 8日 ～ 令和 5年 6月 20日	令和 5年 9月 27日 ～ 令和 6年 1月 31日	15
赤松小学校校舎屋根改修工事 《所管：教育部 教育総務課》	令和 5年 6月 26日 ～ 令和 5年 12月 15日		15
川上浄水場No.2 凝集沈殿槽及びNo.2 急速ろ過器オーバーホール修繕工事 《所管：上下水道局 水循環部 浄水課》	令和 5年 8月 22日 ～ 令和 6年 2月 29日		16
ストックマネジメント事業 屋外污水幹線管渠長寿命化工事 《所管：上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課》	令和 4年 12月 28日 ～ 令和 5年 6月 23日		16

<財政援助団体等監査>

監査の対象	監査の対象期間	監査の期間	ページ
特定非営利活動法人プラトさが 《所管：保健福祉部 障がい福祉課》	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月 31日 令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 7月 31日	令和 5年 8月 1日 ～ 令和 5年 11月 20日	17
佐賀市北商工会 《所管：経済部 経済政策課》	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月 31日 令和 5年 4月 1日 ～ 令和 5年 9月 30日	令和 5年 10月 23日 ～ 令和 6年 3月 21日	18

(3) 定期監査の監査重点項目設定数

区 分	R5			R4
	後期 21部署	前期 10部署	年間 31部署	年間 29部署
1 服務関係	8	3	11	4
2 文書	3	0	3	6
3 収入	6	2	8	3
4 支出	0	1	1	1
5 契約	16	5	21	21
6 工事等の執行	2	2	4	2
7 補助金等	8	2	10	10
8 財産管理	6	6	12	7
9 現金の取扱い	10	2	12	16
10 内部統制	0	0	0	0
11 その他	0	0	0	0
計	59	23	82	70

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		R5 47(33)部署	R4 50部署
	R5	R4	R5	R4	R5	R4		
1 服務関係	0 (0)	0	0 (0)	0	2 (1)	1	2 (1)	1
2 文書	0 (0)	0	0 (0)	0	3 (1)	0	3 (1)	0
3 収入	1 (1)	0	0 (0)	0	2 (2)	1	3 (3)	1
4 支出	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	1
5 契約	0 (0)	0	0 (0)	0	3 (2)	1	3 (2)	1
6 工事等の執行	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
7 補助金等	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	0	0 (0)	1
8 財産管理	1 (1)	0	0 (0)	1	3 (1)	5	4 (2)	6
9 現金の取扱い	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (0)	1	1 (0)	1
10 内部統制	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	1
11 その他	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
計	2 (2)	0	0 (0)	2	15 (8)	11	17 (10)	13

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 件数は、各年度合計の件数。また、() 内は令和5年度後期における件数。

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

※ 監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員の交代について

千 綿 正 明 令和 5年11月 5日 退任

中 野 茂 康 令和 5年11月 6日 就任

2 監査の結果

(1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

監 査 の 対 象	※ () 内は監査重点項目		
	建設部	建設監理課	(現金の取扱い)
	建設部	道路整備課	(契約、工事等の執行、補助金等)
	建設部	河川砂防課	(サービス関係、契約、工事等の執行)
	保健福祉部	生活福祉課	(文書、契約、現金の取扱い)
	議会事務局	議会総務課【一般事務】	(文書、財産管理)
	政策推進部	企画政策課	(サービス関係、契約、補助金等)
	政策推進部	行政マネジメント課	(サービス関係、契約)
	経済部	企業立地課	(サービス関係、契約、現金の取扱い)
	農林水産部	水産振興課	(文書、契約、補助金等)
	環境部	環境保全課	(契約、補助金等、財産管理)
	市民生活部	市民生活課	(収入、財産管理、現金の取扱い)
	市民生活部	人権・同和政策課	(サービス関係、契約、財産管理)
	地域振興部	歴史・文化課	(サービス関係、収入、現金の取扱い)
	久保田支所		(サービス関係、契約、現金の取扱い)
	交通局	総務課	(設定なし)
	交通局	業務課	(設定なし)
	教育委員会	久保泉小学校	(設定なし)
	教育委員会	新栄小学校	(設定なし)
	教育委員会	春日北小学校	(設定なし)
教育委員会	昭栄中学校	(設定なし)	
教育委員会	富士中学校	(設定なし)	
農業委員会事務局		(収入、契約、現金の取扱い)	
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。		

監査の対象	保健福祉部 福祉総務課
監査重点項目	契約、補助金等、現金の取扱い
監査の結果	<p>○指摘事項</p> <p>滞納繰越金の債権管理について</p> <p>臨時福祉給付金返還金の滞納繰越金について、令和4年度は、全17名分の納付書を作成していたが債務者へ送付していなかった。本来、納付書ではなく納入通知書を作成すべきであり、うち2名分の納付書は、返還請求額を15,000円とすべきところ10,000円と誤って財務会計システムに登録していた。</p> <p>また、令和5年度は、4月1日に行うべき調定を5か月以上経過した監査時点において行っておらず、納入通知書の送付もしていなかった。加えて、債務者への電話等も行っていないため、令和4年度以降は催告ができていない状況となっていた。</p> <p>さらに、債権管理台帳において、時効がわかる日付、催告内容の記録、債権の徴収に係る履歴等の必要な事項が漏れており、令和3年度以降については記載もされていなかった。</p> <p>佐賀市債権管理条例及び同条例施行規則並びに債権管理の手引きに基づき、適正な債権管理台帳を整備するとともに、催告等の重要な事務が遺漏することのないよう、担当者任せにせず、上席者が事務実施状況等について適宜確認するなど、部署内でのチェック体制を見直し、組織として適正な債権管理ができるよう体制を構築されたい。</p> <p>また、当該債権は時効が近づいているものもあるため、債権管理の手引きのとおり電話や訪問等を併用するなど効果的な債権回収に努められたい。</p>

監査の対象	保健福祉部 保険年金課
監査重点項目	収入、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>令和4年度特定健診受診率向上事業委託について</p> <p>令和4年度特定健診受診率向上事業委託（単価契約）において、契約書に業務データを返却するよう規定しているが、返却されていなかった。また、健診受診勧奨ハガキの印刷及び発送の再委託について、承認手続きがされていなかった。</p> <p>本委託契約は、業務データとして、氏名、住所、生年月日等の他、特定健康診査の受診履歴等を委託者へ提供しており、特に個人情報の取扱いについて慎重に行われるべきである。</p> <p>業務データについて、返却等の管理を徹底されたい。また、再委託業者に個人情報の取扱いも含めた契約事項を遵守させるために再委託の承認手続きに遺漏がないよう注意されたい。</p>

監査の対象	議会事務局 議会総務課【補助金】
監査重点項目	補助金等
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>決裁区分の根拠について</p> <p>政務活動費は補助金であるため、交付決定及び変更起案の決裁区分については、佐賀市事務決裁規程第4条別表第3「共通事務（財務事務）」を適用すべきであるが、別表第1「共通事務（一般事務）」を根拠としていた。</p> <p>このことにより、令和4年度は交付額が1,000万円を超える会派について、専決区分を副市長とすべきところ、議会事務局専決となっていた。</p> <p>決裁区分の根拠の誤りについては、前回定期監査において指摘をしていたが改善されていなかった。佐賀市事務決裁規程第4条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	子育て支援部 こども家庭課
監査重点項目	サービス関係、収入、契約
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>繰越調定について</p> <p>助産施設利用負担金の令和4年度分未収金(83,800円)について、監査時点(令和5年11月27日)において繰越調定を行っていなかった。</p> <p>佐賀市財務規則第28条に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	地域振興部 地域政策課
監査重点項目	収入、契約、財産管理
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>週休日振替について</p> <p>会計年度任用職員(勤務時間5時間45分)の週休日の勤務について、実働時間7時間15分を全て週休日振替で対応していた。</p> <p>通常の勤務時間を超える1時間30分については、振替ではなく時間外手当を支給すべきであった。</p> <p>また、この件について、勤務を要しない日の振替簿に勤務の内容欄が記載されていなかった。</p> <p>佐賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>宿舎賃貸借契約について</p> <p>地域おこし協力隊宿舎の賃貸借契約(2年契約、2件:1,783,200円、1,408,800円)の起案において、1者随意契約の理由が記載されておらず、適正な見積書が添付されていなかった。このことについては、前回の定期監査においても予備指摘としていたが改善されていなかった。</p> <p>また、うち1件の契約については、賃貸借契約書特約・特記事項の各年度支払い金額が誤って記載されていた。</p> <p>適正な事務処理に努められるとともに、起案や契約書等は誤りがないよう部署内のチェックを徹底されたい。</p>

監査の対象	地域振興部 スポーツ振興課
監査重点項目	補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○指摘事項</p> <p>川副運動広場の管理について</p> <p>川副運動広場の管理について、以下の状況が見られた。</p> <p>1 駐車場の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場敷地内の行政財産目的外使用について、老朽化し破損がひどく、かなり危険な状態の倉庫についても許可していた。 ・行政財産目的外使用許可手続き後にも、駐車場敷地内に許可していない焼却用のドラム缶や燃料など新たに利用者が設置したものが増えていた。 ・利用者所有のバスが駐車場敷地内に常時駐車されていた。本来は自動車の確保等に関する法律に基づき届出されている保管場所に駐車すべきだが、行政財産目的外使用を許可していた。 ・駐車場敷地内に所有者不明の大型コンテナ（1基）が長年放置されていた。 <p>2 火気の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市体育施設条例施行規則第9条第1号で「所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと」と規定されているが、グラウンド及び駐車場に利用者が焼却用のドラム缶を設置しており、ごみが燃やされた跡やたばこの吸い殻が多数あった。 ・グラウンド内のテントに利用者が灰皿を設置しており、喫煙の跡が見られた。 <p>3 グラウンドの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドは筑後川河川敷にあり、国から占用許可を受けて整備しており、工作物の設置にも国の許可が必要であるが、許可を受けていない利用者の工作物や所有物が多数見られた。 ・工作物の点検結果表を毎年国に提出しており、複数年にわたり「占有物あり、利用者へ連絡し早急に是正予定」と記載しているが、現在も是正していなかった。 ・グラウンド内には利用者が設置した工作物や所有物が多数見られるが、佐賀市と利用者との間で文書による設置許可等をしていなかった。 ・利用者が設置した工作物や所有物には、老朽化や破損しているものが見られるが、利用者に対する点検等の安全管理の指導をしていなかった。 ・佐賀市体育施設条例施行規則において、川副運動広場の供用時間は「日の出から日没まで」と規定されているが、利用者が照明設備を設置し、日没後も利用していた。このことについては、方針決裁等文書による意思決定及び利用者からの届出等が確認できなかった。 ・利用者が設置した照明設備は、破損しているものや屋内用の器具が使われ

ているものがあつた。

4 筑後川出水時の対応

- ・グラウンドは国から占有許可を受けており、出水時にはグラウンド内の工作物等の撤去が必要であるため、「川副運動広場工作物の撤去作業要領」に「撤去指示を受け、撤去完了までに要する時間は、120分程度」と記載し、国へ届け出ているが、非常に多くの工作物や利用者の所有物が散在していた。
- ・令和5年12月4日付け佐市ス振第663号「川副運動広場緊急避難時の対応について」で利用者へ工作物の撤去や費用について通知をしているが、佐賀市と利用者の撤去方法などの役割分担や責任について曖昧なものとなっていた。また、利用者が撤去すべきものについて、通知に添付の撤去対象リストに記載されていない工作物や所有物が多数あつた。

5 指定管理業務

- ・川副運動広場の管理業務（作業内容、利用者への指導等）について、年度協定や仕様書等に業務内容を明記しておらず、公の施設の管理として適正な業務が行えていなかった。
- ・川副運動広場には利用者の工作物や所有物が多数あり老朽化や破損が見られるが、指定管理者に対して適正な安全点検業務を指示していなかった。

このような状況は、市の施設の管理としては非常に不適切である。

前回監査では、利用者が設置した工作物や所有物について、不要物を撤去させ、設置が必要なものは利用者へ届出をさせ、緊急時の撤去方法を共有し、再発防止に取り組むよう求めていた。また、川副運動広場の管理について、指定管理者へ業務の詳細を仕様書等で明示し、スポーツ振興課、指定管理者及び利用者の役割を明確にし、市の施設として適正に管理できるよう検討を求めていたが、改善が進んでいなかった。これらについて、早急に対応されたい。

また、利用者に対し、喫煙及び火気の使用禁止や施設の供用時間について佐賀市体育施設条例施行規則に基づき、適正な利用方法を周知、指導されたい。

河川敷のグラウンドは、出水時に工作物や利用者の所有物の撤去を短時間で行う義務があり、工作物等は必要最小限にすべきであるが、極めて支障のある管理状況になっており、直ちに是正が必要である。

今回の指摘を含め、再度施設全体を確認し、市民にとって安全で快適な公共施設となるよう、適正な管理を徹底されたい。

監査の対象	東与賀支所
監査重点項目	契約、補助金等、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>委託契約について</p> <p>東与賀第二戊申排水機場操作等業務委託契約（281,600円）3件において、以下のとおり複数の不備が見られた。また、履行確認については、前回指摘した内容が改善されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検及び清掃を月1回以上行うものとしているが、点検日報が全く作成されておらず、履行が確認できなかった。 ・実稼働は18日であるが、運転日誌が1日分しか作成されていなかった。 ・運転日誌に操作員氏名が記載されていなかったため、安全確保のための複数人での操作が確認できなかった。 ・点検日報及び運転日誌の提出は業務後毎翌月の10日までとなっているが、全く提出させていなかった。 ・点検日報等について、契約書、仕様書、様式の名称に相違があった。 <p>点検日報等は、履行確認のための重要な書類であるため、点検や運転について適正に記載したものを提出させ、確実に履行確認をされたい。</p>

監 査 の 対 象	富士大和温泉病院 事務部門
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p>調定について</p> <p>令和4年度決算において、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業補助金の一部について、重複して調定を行ったため、収益が150,000円多く計上されていた。</p> <p>この重複した額については、企業会計原則注解に基づき、令和5年度に医業外費用のその他雑損失として計上し、修正されている。</p> <p>収益にかかわる重要な事務であるため、誤りがないよう確認を徹底されたい。</p> <p>被服等貸与について</p> <p>富士大和温泉病院職員への被服等貸与について、令和3年度及び4年度の職員被服貸与簿が備えられておらず、貸与数や貸与を受けた職員の把握、管理ができていなかった。</p> <p>被服等の貸与にあたっては、佐賀市立富士大和温泉病院職員被服貸与要綱に基づき、職員被服貸与簿を作成の上適正に管理されたい。</p>

<工事監査>

工 事 名	衛生センター場内舗装及び屋外電灯補修工事	
工 事 概 要	し尿等前処理施設稼働に伴う場内整備（舗装工及び路面標示・屋外電灯設備）工事	
所 管	環境部 衛生センター	
請 負 業 者	牟田建設 株式会社	
施 工 場 所	佐賀市巨勢町大字牛島地内	
契 約 金 額	当 初	9,550,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 5年 5月 8日から令和 5年 6月20日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	随意契約	
進 捗 率	金額ベース 100.0%・作業ベース 100.0%（実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 5年11月15日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	赤松小学校校舎屋根改修工事	
工 事 概 要	老朽化した校舎屋根の葺き替え及び軒天劣化部補修工事	
所 管	教育部 教育総務課	
請 負 業 者	株式会社 丸福建設	
施 工 場 所	佐賀市中の館町1番39号	
契 約 金 額	当 初	72,600,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 5年 6月26日から令和 5年12月15日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 86.0%・作業ベース 100.0%（実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 5年11月 9日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	川上浄水場No.2 凝集沈殿槽及びNo.2 急速ろ過器オーバーホール修繕工事	
工 事 概 要	経年劣化による川上浄水場の高速凝集沈殿槽及び急速ろ過器の主要部品の交換、水槽内外面の修復工事	
所 管	上下水道局 水循環部 浄水課	
請 負 業 者	株式会社 神鋼環境ソリューション九州支社	
施 工 場 所	佐賀市大和町大字東山田3510番地外	
契 約 金 額	当 初	52,976,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 5年 8月22日から令和 6年 2月29日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	随意契約	
進 捗 率	金額ベース 20.0%・作業ベース 20.0% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 5年11月 9日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	ストックマネジメント事業 厘外汚水幹線管渠長寿命化工事	
工 事 概 要	腐食した幹線管渠の防食工事	
所 管	上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課	
請 負 業 者	株式会社 坂田組	
施 工 場 所	佐賀市西与賀町大字高太郎	
契 約 金 額	当 初	28,490,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 4年12月28日から令和 5年 4月28日まで
	変 更 後	令和 4年12月28日から令和 5年 6月23日まで
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 100.0%・作業ベース 100.0% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 5年11月15日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	特定非営利活動法人プラットさが
所在地	佐賀市兵庫北三丁目8番36号
所管課	保健福祉部 障がい福祉課
財政援助等の内容	公の施設の管理（指定管理者）
管理する施設名	佐賀市精神障害者地域生活支援センター
指定管理料	20,500,000円（令和4年度） 20,500,000円（令和5年度）
協定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>会計処理について</p> <p>佐賀市精神障害者地域生活支援センターの経理規程において、全ての会計処理は会計伝票により処理しなければならないとの規定があるが、会計伝票が作成されていないものが散見され、作成されている全ての会計伝票において会計責任者の承認印がなかった。また、規定に定める出納責任者が置かれていないほか、会計責任者自体も明確でなく、内部牽制の仕組みが十分ではなかった。</p> <p>適正な会計処理を行うため、管理運営体制を明確にし、内部牽制の仕組みを設けるよう指導されたい。</p> <p>立替払について</p> <p>佐賀市精神障害者地域生活支援センターの会計処理において、規程等に定めがない立替払による支出が行われていた。</p> <p>立替払は私金との区分が不明確となり、不正な支出につながりやすい。適切な会計処理を行うため、立替払については、支払方法の見直しを指導されたい。</p> <p>運営規程等について</p> <p>佐賀市精神障害者地域生活支援センターの運営規程、経理規程及び職員の給与に関する規定は、平成16年4月24日の施行以来改正されておらず、表記を誤っているものや、実態と異なる表記になっているもの等が見られた。</p> <p>適正な施設の管理運営を行うため、上記規程を含めた規程全般において、実態に即していないものについては、改正を行うよう指導されたい。</p>

監査対象団体	佐賀市北商工会		
所在地	佐賀市大和町大字尼寺1854番地5		
所管課	経済部 経済政策課		
財政援助等の内容	補助金		
補助金の名称	佐賀市商工会支援事業費補助金		
補助金額	19,489,000円(令和4年度)	団体の全収入に対する	39.1%
	19,645,000円(令和5年度)	補助金の割合	36.7%
補助金の名称	佐賀市小規模事業者伴走型支援強化事業費補助金		
補助金額	1,662,000円(令和4年度)	団体の全収入に対する	3.3%
	1,500,000円(令和5年度)	補助金の割合	2.8%
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。		

